**平成２６年（フ）第８６０号**
札幌市手稲区前田７条14丁目２番50号　キャンパスサイドクリスタル104号
債務者　小野寺瑞恵
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第８８９号**
札幌市厚別区厚別中央２条４丁目２番24―306号
債務者　鈴木　亜希
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第９０８号**
札幌市白石区本郷通３丁目南３番14号　第２あけぼの荘202号
債務者　杉山　知子
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第９１０号**
札幌市白石区栄通６丁目３番13号　プラザイン栄通202号
債務者　加來麻奈美（旧姓西島）
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第３０号**
青森県上北郡おいらせ町境田41番地３
債務者　吉田　佳澄
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで　青森地方裁判所十和田支部

**平成２６年（フ）第５６号**
岐阜県養老郡養老町押越１番地81
債務者　本田　勝義
1　決定年月日時　平成26年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成２６年（フ）第１４０号**
愛知県一宮市苅安賀１丁目16番２―204号　県営苅安賀住宅
債務者　村川　直哉
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２６年（フ）第１６９２号**
大阪市平野区長吉長原西２丁目２番20号　シティハイツ205号、前住所大阪市平野区長吉出戸６丁目４番１―708号
債務者　大賀　翔馬
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２１８８号**
大阪府東大阪市玉串元町２丁目11番53―222号、前住所大阪府東大阪市玉串町西２丁目２番21―205号
債務者　糸数　雅勝
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２５５１号**
大阪市鶴見区諸口１丁目４番２―203号
債務者　中西　勝彦
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２５８７号**
大阪府枚方市津田東町３丁目24番33―201号
債務者　岸本　艶淑
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２６５３号**
大阪府枚方市東船橋２丁目18番地、前住所大阪府枚方市釈尊寺町26番36―603号
債務者　東　　光宏
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第３９６号**
堺市中区深井中町680番地１　サンパレス21泉北105号、前住所堺市中区深井北町3168番地６
債務者　山口　敏夫
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第４２８号**
大阪府富田林市甲田６丁目13番17号
債務者　南野いずみ
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第４５７号**
大阪府松原市南新町５丁目13番26号、前住所大阪府松原市東新町５丁目12番28号
債務者　福山　辰貞
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第４６６号**
大阪府松原市高見の里１丁目９番15―101号、前住所大阪府松原市東新町３丁目５番17―525号
債務者　金澤　睦彦
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第４６７号**
大阪府松原市高見の里１丁目９番15―101号、前住所大阪府松原市東新町３丁目５番17―525号
債務者　金澤　　薫
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係